

(http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/horitsu_gaiyo/index.html)

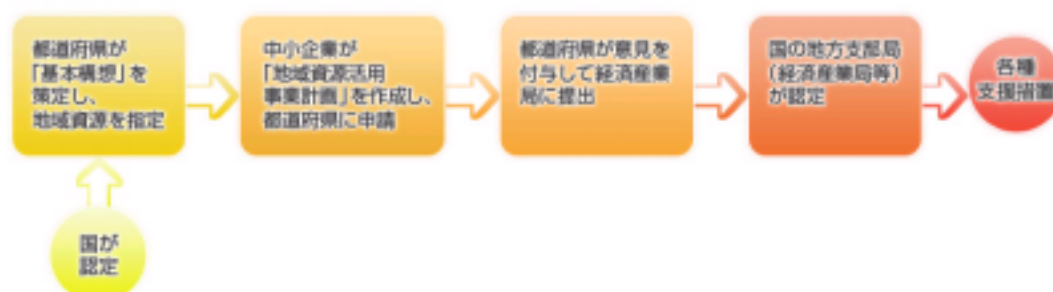
中小企業基盤整備機構ホームページより

☞ 法律の概要

「中小企業地域資源活用促進法」とは

中小企業地域資源活用促進法は、地域資源を活用して新商品の開発等に取り組む中小企業に対し、税制・金融面をはじめとする総合的な支援措置を行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成19年6月29日に施行された法律です。

！ 法認定の流れ



「地域資源」とは

- ①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ②地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

※ 具体的な地域資源については、各都道府県が策定する「基本構想」によって指定されます。

「地域資源活用事業」とは

地域資源活用事業とは、地域資源を活用して行われる新商品の開発、生産又は需要の開拓及び新サービスの開発、提供又は需要の開拓に関する事業活動のことをいいます。

法認定の対象となる方

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業であって、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする方。